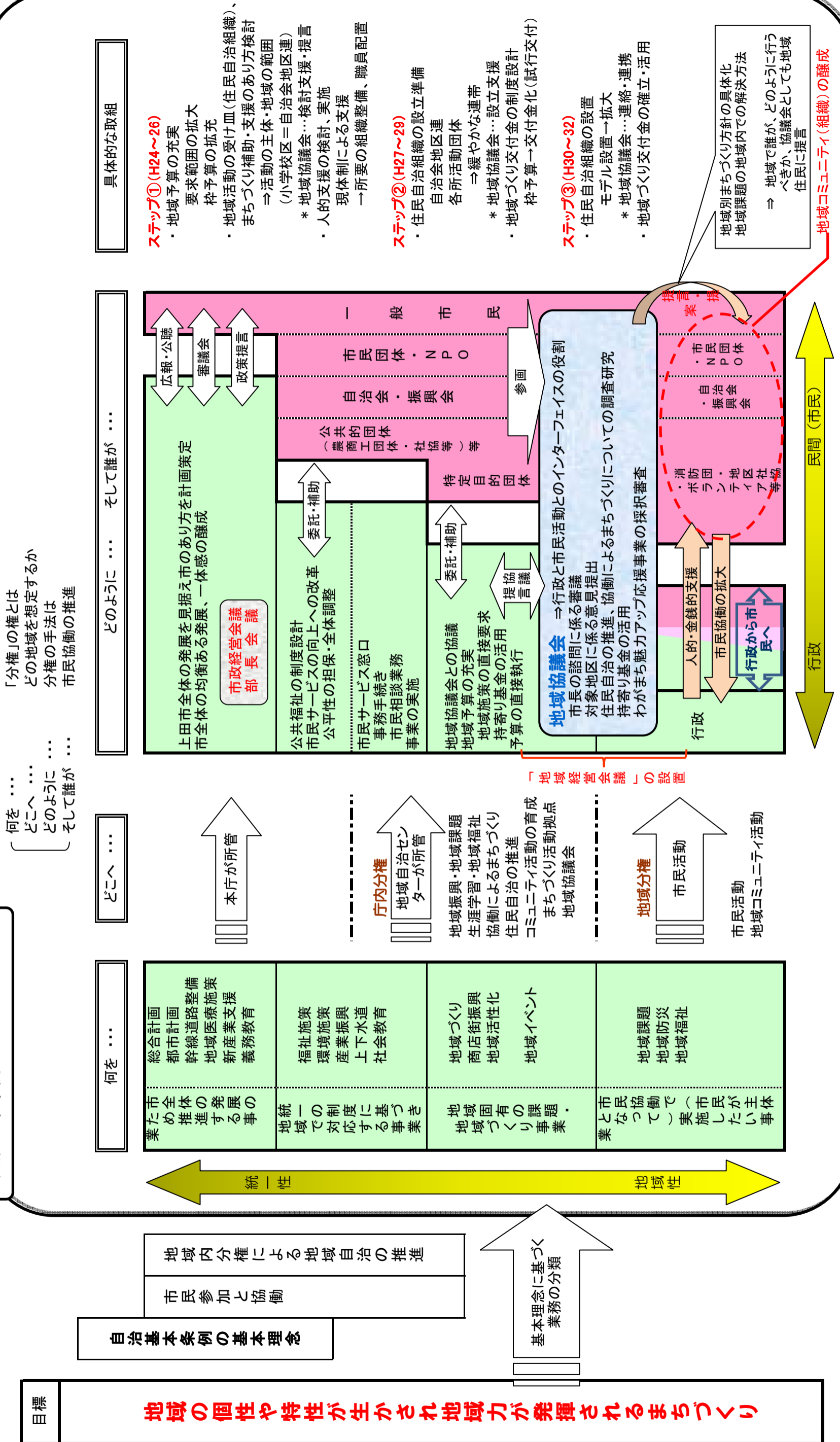


地域内分権の推進 ~第4ステージ以降の取り組み~

自治基本条例のテーブルの上で



「分権」の権とは
どの地域を想定するか
分権の手法は
市民協働の推進

何を…
どこへ…
どのように…
そして誰が…

どこへ…

どのように…
そして誰が…

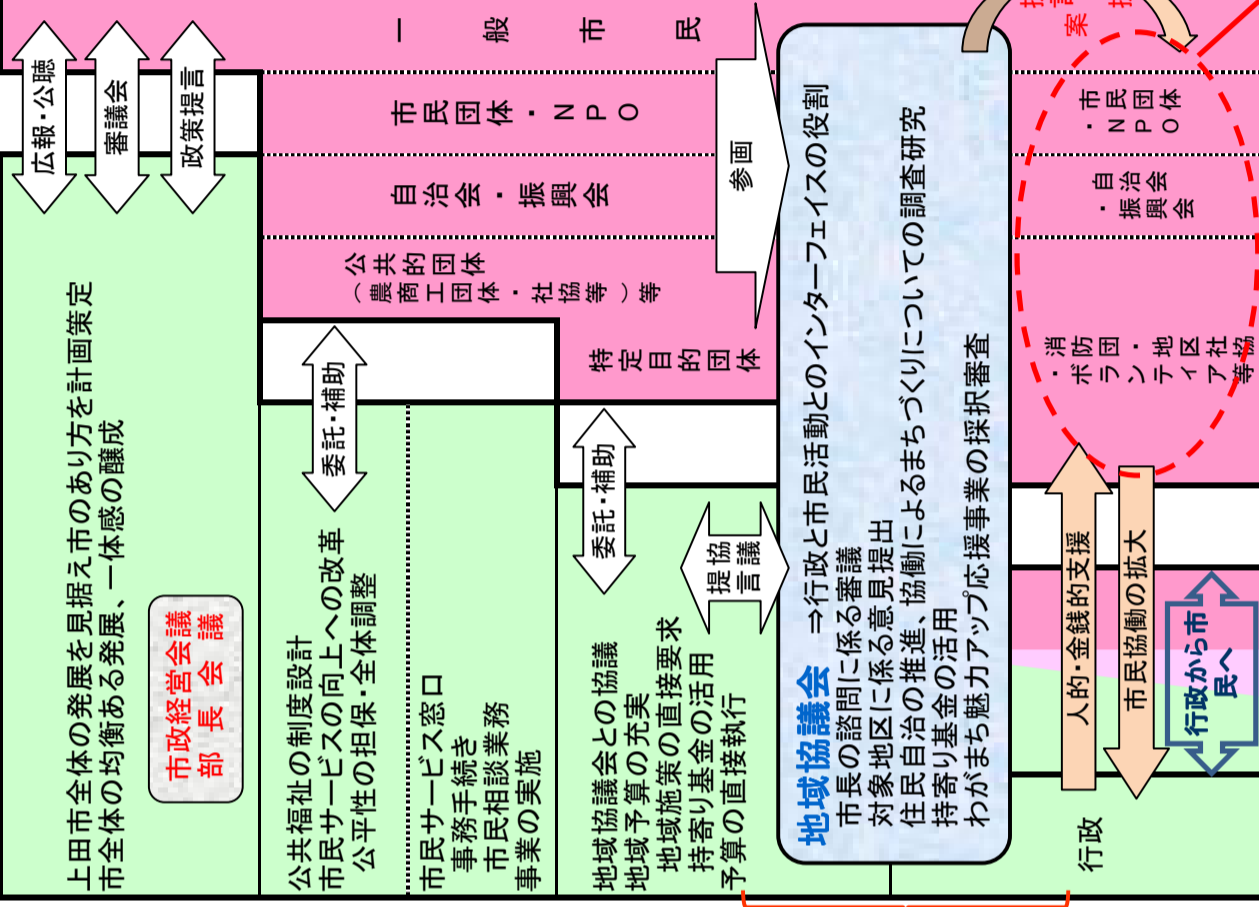
具体的な取組

総合計画 都市計画 幹線道路整備 地域医療施策 新産業支援 義務教育	市全体の発展の 推進する事
福祉施策 環境施策 産業振興 上下水道 社会教育	地域固有の課題 地域づくり事業
地域づくり 商店街活性化 地域イベント	市民協働で（市民が主体 となつて）実施したい事
地域課題 地域防災 地域福祉	

本庁が所管

行内分権
地域自治センター
ターゲットが所管

地域分権
市民活動
市民活動
地域コミュニティ活動



ステップ① (H24~26)

- 地域予算の充実
要求範囲の拡大
枠予算の拡充
- 地域活動の受け皿 (住民自治組織)、まちづくり補助・支援のあり方検討
⇒活動の主体・地域の範囲 (小学校区=自治会地区連)
* 地域協議会…検討支援・提言
* 人的支援の検討、実施
現体制による支援
⇒所要の組織整備、職員配置

ステップ② (H27~29)

- 住民自治組織の設立準備
自治会地区連
各所活動団体
⇒緩やかな連帯
* 地域協議会…設立支援
* 地域づくり交付金の制度設計
枠予算→交付金化(試行交付)

ステップ③ (H30~32)

- 住民自治組織の設置
モデル設置→拡大
* 地域協議会…連絡・連携
* 地域づくり交付金の確立・活用

地域別まちづくり方針の具体化
地域課題の地域内での解決方法
⇒ 地域で誰が、どのように行うべきか、協議会としても地域住民に提言

地域コミュニティ(組織)の醸成